

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和5年1月12日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

3番 松尾 清敏	4番 森本 豊
5番 藤村 絹子	7番 草嶋 邦子
8番 山本 千恵子	9番 井上 和也
10番 田中 安弘	11番 森島 隆詞
15番 山本 功	16番 杉嶋 秀美
17番 新司 吉行	18番 岩井 三郎
19番 太田 廣之	

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

1番 井澤 茂治

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2番 野秋 博史	6番 中川 茂成
12番 米澤 貞幸	13番 中村 正
14番 田中 吉照	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局 森山 賢一
山口 健司
植山 さゆみ

7、議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号 令和4年度農用地利用集積計画（第8次）の決定について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

8、署名委員

5番 藤村 絹子 7番 草嶋 邦子

9、閉会の日時 令和5年1月12日午後2時25分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年第1回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中5名の方に出席いただいております。

議長 それでは改めまして、皆様明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします

令和5年の新春をすがすがしくお迎えになられたこととお喜び申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大の状況が続き、本委員会におきましても委員の皆様のご理解とご協力をいただき、アクリル板の設置などの措置を取る中で総会を開催させていただきました。

現在も、依然感染者数が治まらない中で、本年も引き続き感染予防対策を取った中で、総会を開催することといたしますので、何とぞよろしくお願いたします。

本日の署名委員は、5番藤村絹子委員、7番草嶋邦子委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

1ページをお開きください。1番から5番については関連しますので、一括してご説明します。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については4～7ページの地図のとおりです。

事務局 続いて、2ページをお開きください。2番でございます。

【 提案説明 】

場所については6ページの地図のとおりです。

事務局 2ページにお戻りいただき、3番でございます。

【 提案説明 】

場所については8ページの地図のとおりです。

事務局 2ページにお戻りいただき、4番でございます。

【 提案説明 】

場所については9ページの地図のとおりです。

事務局 続いて、3ページをお開きください。5番でございます。

【 提案説明 】

場所については9ページと7ページの地図のとおりです。

事務局 1番から3番の方、4番の方、5番の方の3人の譲受人は、譲渡人の孫に当たり、亡くなられた譲渡人の持ち分について遺言に基づき遺贈されるものです。

譲受人の3人は、これまでからも当該地について、母親とともに、耕作をされており、耕作面積、農作業従事日数につきまして、要件を満たすものと考えております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

事務局 続きまして、3ページにお戻りいただき6番でございます。

【 提案説明 】

場所については10ページの地図のとおりです。

当該地につきましては、農地として適正に耕作されており、譲受人は、これまで利用権の設定により耕作をされていた方で、耕作面積、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上よろしく申し上げます。

議長 1番から5番までは、地区担当委員として、私の方で現地確認を行っておりますので、補足説明をさせていただきます。

1番から5番の案件につきましては、12月27日に新司委員と山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認いたしました。当該地はすべて農地として、適正に管理されておりました。

今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 続いて6番は、地区担当委員の田中委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

田中 10番、田中です。

6番の案件につきまして、1月10日に山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

当該地は農地として、適正に管理されておりました。

今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考え

ております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、議案第1号について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、農地法第5第1項の規定による許可申請に対する意見について、
を議題とします。
事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 11ページをお開きください。
議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、
でございます。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については12ページの地図のとおりです。

本件は、国道163号の拡幅工事に伴い、携帯電話基地局の保守路がなくなり、新たに
進入路が必要となったため整備されるものです。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、中山
間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等
で、第2種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地
への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがって、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相
当と考えております。

以上よろしく申し上げます。

議 長 この件については、地区担当委員の杉嶋委員が現地確認を行っておられますので、補
足説明をお願いします。

- 杉 嶋 16番、杉嶋です。
1月11日、山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。
現地は現在行われている国道163号線の拡幅工事に伴い、既設の携帯電話基地局の保守路がなくなるため、新たに70㎡弱の進入路として転用されるものです。
排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。
- 議 長 何かご質問等ございませんか。
- 議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。
- 議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。
- 議 長 次に議案第3号、令和4年度農用地利用集積計画（第8次）の決定について、を議題とします。
事務局より議案の提案及び説明を願います。
- 事務局 それでは13ページをお開きください。
議案第3号、令和4年度農用地利用集積計画（第8次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。
14ページをお開きください。1番でございます。
【 提案説明 】
場所については18ページの地図のとおりです。
14ページに戻っていただき、2番でございます。
【 提案説明 】
場所については20ページの地図のとおりです。
14ページに戻っていただき、3番でございます。
【 提案説明 】
場所については22ページの地図のとおりです。
15ページをお開きください。4番でございます。

【 提案説明 】

場所については24ページの地図のとおりです。

15ページにお戻りいただき、5番でございます。

【 提案説明 】

場所については26ページの地図のとおりです。

15ページにお戻りいただき、6番でございます。

【 提案説明 】

場所については27ページの地図のとおりです。

16ページをお開きください。7番でございます。

【 提案説明 】

ここで、一部追記をお願いいたします。

農用地利用集積計画明細書の提出後に、本件の利用権を設定をする方がお亡くなりになり、1月6日付けで相続人代表から農用地利用権設定に関する同意書が提出されましたので、8番と同じく下に、相続人代表の追記をお願いいたします。

場所については29ページの地図のとおりです。

16ページにお戻りいただき、8番でございます。

【 提案説明 】

場所については、少しお戻りいただき20ページの地図のとおりです。

16ページにお戻りいただき、9番でございます。

【 提案説明 】

場所については31ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定を満たしていると考えられます。

以上よろしく申し上げます。

議長 それでは、議案第3号の2番について、地区担当委員の森本委員より補足説明がありますので、お願いいたします。

森本 4番、森本です。
 ただいま、事務局より提案説明のありました2番でございますが、利用権の設定を受ける方は現在西北地区に住まわれて今年5月で6年になり、地元隣組にも積極的に参加され、現在野菜を中心に2,000㎡を超える作付けをされています。
 この件以外の借りている土地についても、利用集積計画に基づくものに変更していくよう、地元農業委員として後押ししてまいりたいと思いますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第3号の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第3号についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

事務局より報告願います。

事務局 32ページをお開きください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

場所については33ページの地図のとおりです。

以上で報告を終わります。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

令和5年2月6日月曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和5年2月6日月曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時25分